

第29回大樹町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年11月26日（火）午後1時30分

2. 場 所 大樹町役場委員会室（4階）

3. 出席委員 18名

1	柚原 千秋	2	富倉 浩之	3	片岡 文洋
4	宮嶋 敏男	5	太田 福司	6	竹内 稔
7	原口 武実	8	宮本 明夫	9	吉田 義明
10	今村 昭仁	11	向井 良治	12	吉田 洋一
13	穀内 和夫	14	守澤 芳弘	15	牧田 日出男
16	金曾 浩文	17	金丸 栄省	18	鈴木 正喜

4. 欠席委員 0名

5. 議事日程

日程第1		農業委員会業務報告について
日程第2	議案第57号	農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について
日程第3	議案第58号	現況証明願いについて
日程第4	議案第59号	農地法第3条第1の規定による許可について
日程第5	議案第60号	農地法第4条の規定による許可について
日程第6	議案第61号	農業経営基盤強化促進法第16条の規定による 買い入れ協議の要請について
日程第7	議案第62号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による 農用地利用集積計画の決定について

6. 事務局 水津事務局長、梅津主幹、井本主査

7. 閉会時間 午後3時01分

8. 会議の概要

議長	<p>ただ今の出席委員は18名であります。</p> <p>定足数に達しておりますので、</p> <p>第29回大樹町農業委員会総会を開きます。</p> <p>会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>会議録署名委員は、会議規則第13条の規定により、議長において、10番・今村昭仁委員、11番・向井良治委員を指名いたします。</p> <p>日程第1、農業委員会業務報告を行います。</p> <p>事務局より内容説明を求めます。</p>
水津局長	<p>(議案に基づき業務報告を説明)</p>
議長	<p>報告が終わりました。報告の内容について質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>以上で業務報告を終わります。</p> <p>日程第2、議案第57号、農地法第18条の規定による合意解約、成立状況の確認についての件を議題といたします。</p> <p>提案説明を求めます。</p>
水津局長	<p>議案第57号、農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について提案説明を申し上げます。</p> <p>今回ご審議頂きます合意解約成立状況の確認は7件でございます。</p> <p>申し出のありました「合意解約届」について、農地法に基づき、合意解約が成立しているかの確認についてご審議賜りたく、ご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは、番号1番から2番の内容について、事務局より説明を求めます。</p>
梅津主幹	<p>(議案に基づき番号1番及び2番を説明)</p> <p>2枚、めくってください。</p> <p>申請番号1番、2番につきまして、農地法第18条第1項第2号に規定する、農地の引渡しを行う期限の6か月以内に成立した合意解約であり、知事の許</p>

<p>議長</p>	<p>可を必要としない合意解約であるため、1番、2番につきましては成立しているものと考えられます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>内容の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第57号、番号1番から2番の農地法第18条の規定による合意解約、成立状況の確認についての件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>次に、番号3番の内容について、事務局より説明を求めます。</p>
<p>梅津主幹</p>	<p>(議案に基づき番号3番を説明)</p> <p>2枚とA4、1枚をめくった裏をご覧ください。</p> <p>申請番号3番につきまして、農地法第18条第1項第2号に規定する、農地の引渡しを行う期限の6か月以内に成立した合意解約であり、知事の許可を必要としない合意解約であるため、3番につきましては成立しているものと考えられます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>内容の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第57号、番号3番の農地法第18条の規定による合意解約、成立状況の確認についての件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。
次に、番号4番の内容について、事務局より説明を求めます。

梅津主幹

(議案に基づき番号4番を説明)

2枚とA4、1枚をめくった裏をご覧ください。

申請番号4番につきまして、農地法第18条第1項第2号に規定する、農地の引渡しを行う期限の6か月以内に成立した合意解約であり、知事の許可を必要としない合意解約であるため、4番につきましては成立しているものと考えられます。

以上で、説明を終わります。

議長

内容の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第57号、番号4番の農地法第18条の規定による合意解約、成立状況の確認についての件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。
次に、番号5番から7番の内容について、事務局より説明を求めます。

梅津主幹

(議案に基づき番号5番から7番を説明)

1枚とA4、1枚をめくってください。

申請番号4、5、6番につきまして、農地法第18条第1項第2号に規定する、農地の引渡しを行う期限の6か月以内に成立した合意解約であり、知事の許可を必要としない合意解約であるため、成立しているものと考えられます。

以上で、説明を終わります。

議長	<p>内容の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第57号、番号5番から7番の農地法第18条の規定による合意解約、成立状況の確認についての件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>日程第3、議案第58号、現況証明願いについての件を議題といたします。</p> <p>提案説明を求めます。</p>
水津局長	<p>議案第58号、現況証明願いについて提案説明を申し上げます。</p> <p>今回ご審議頂きます現況証明願いは2件でございます。</p> <p>申し出のありました「現況証明願い」について、農地法関係 事務処理要領の規定に基づき、土地の現況証明願い出がありましたので、その証明の可否についてご審議賜りたく、ご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願ひ致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは、番号1番の内容について、事務局より説明を求めます。</p>
梅津主幹	<p>(議案に基づき番号1番を説明)</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>内容の説明が終わりました。</p> <p>次に、番号1番について、調査班より、調査報告を求めます。</p> <p>第2班・班長 竹内稔委員から報告願います。</p>
竹内委員	<p>当地は宅地、雑種地から畑に登記簿地目を現況地目に変更する申請にあります。11月20日(水)、2班で現地確認を行ったところであり、当地は畑として活用できる状態にありました。</p>

<p>議長</p>	<p>班での協議の結果、宅地等から畑にすることに異議はありませんでしたので、ご審議の程、よろしく申し上げます。</p> <p>以上で、報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第58号、番号1番の現況証明願いについての件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。それでは、番号2番の内容について、事務局より説明を求めます。</p>
<p>梅津主幹</p>	<p>(議案に基づき番号2番を説明)</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>内容の説明が終わりました。次に、番号2番について、調査班より、調査報告を求めます。</p> <p>第4班・班長 穀内和夫委員から報告願います。</p>
<p>穀内委員</p>	<p>当地は畑から畑外に台帳地目を現況地目に変更する申請にあります。</p> <p>11月14日(水)、特別班で現地確認を行ったところであり、当地は格納庫、車庫などとして活用されており、現状では、農地として活用できない状態がありました。</p> <p>班での協議の結果、畑から畑外にすることに異議はありませんでしたので、ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>以上で、報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p>

(質疑なし)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第58号、番号2番の現況証明願いについての件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。

日程第4、議案第59号、農地法第3条第1項の規定による許可についての件を議題といたします。

提案説明を求めます。

水津局長

議案第59号、農地法第3条第1項の規定による許可について提案説明を申し上げます。

今回ご審議頂きます「農地法第3条第1項の規定による許可申請」は6件でございます。

内容は、所有権移転が3件、一般の賃貸借が3件でございます。

その申請内容の可否についてご審議賜りたくご提案申し上げますのでご審議方よろしくお願い致します。

以上で提案説明を終わります。

議長

それでは番号1番から2番の内容について、事務局より説明を求めます。

梅津主幹

(議案に基づき番号1番及び2番を説明)

本案件につきましては、調査票のとおり、農地法第3条第2項に規定する、3条許可をすることができない要件には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていることを申し添えます。

また、当該地の位置図を添付しておりますので、ご参照願います。

以上で説明を終わります。

議長

次に、番号1番から2番について地区担当委員より調査報告を求めます。

地区担当委員・柚原千秋委員から報告願います。

柚原委員

(番号1番について)

譲受人の希望による売買案件です。

申請者は意欲的に営農されており、農地の全てを効率的に利用できると思込まれます。

また、農地の集団化や農作業の効率化には支障が生じないため、許可の基本要件をすべて満たしていると考えられます。

(番号2番について)

譲受人の希望による売買案件です。

申請者は意欲的に営農されており、農地の全てを効率的に利用できると思込まれます。

また、農地の集団化や農作業の効率化には支障が生じないため、許可の基本要件をすべて満たしていると考えられます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

以上で、報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第59号、番号1番から2番の農地法第3条第1項の規定による許可についての件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決する事にご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。

それでは番号3番から6番の内容について、事務局より説明を求めます。

梅津主幹

(議案に基づき番号3番を説明)

2枚とA4 1枚をめぐってください。農地法第3条調査書であります。

本案件につきましては、調査票のとおり、農地法第3条第2項に規定する、3条許可をすることができない要件には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていることを申し添えます。

また、当該地の位置図を添付しておりますので、ご参照願います。

(議案に基づき番号4番から6番を説明)

2枚とA4 2枚をめくった裏以降をご覧ください。農地法第3条調査書であります。

本案件につきまして、調査票のとおり、農地法第3条第2項に規定する、3条許可をすることができない要件には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていることを申し添えます。

また、当該地の位置図を添付しておりますので、ご参照願います。

以上で説明を終わります。

議長

次に、番号3番について地区担当委員より調査報告を求めます。

地区担当委員・向井良治委員から報告願います。

向井委員

譲受人の希望による売買案件です。

申請者は意欲的に営農されており、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

また、農地の集団化や農作業の効率化には支障が生じないため、許可の基本要件をすべて満たしていると考えられます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

次に、番号4番から6番について地区担当委員より調査報告を求めます。

地区担当委員・片岡文洋委員から報告願います。

片岡委員

(番号4番から6番)

譲受人の希望による売買案件です。

申請者は意欲的に営農されており、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

また、農地の集団化や農作業の効率化には支障が生じないため、許可の基本要件をすべて満たしていると考えられます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

以上で、報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第59号、番号3番から6番の農地法第3条第1項の規定による許可についての件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決する事にご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。

日程第5、議案第60号、農地法第4条の規定による許可についての件を議題といたします。

提案説明を求めます。

水津局長

議案第60号農地法第4条の規定による許可について提案説明を申し上げます。

今回ご審議頂きます「農地法第4条の規定による許可について」は2件でございます。

内容は、農業用施設の農地転用が1件、農作収穫物堆積場の農地転用が1件、でございます。

その申請内容の可否についてご審議賜りたく、ご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します。

以上で提案説明を終わります。

議長

それでは番号1番から2番の内容について、事務局より説明を求めます。

梅津主幹

(議案に基づき番号1番を説明)

本申請の認可基準としましては、現在、農振では農業用施設用地への変更申請中にあり、許可理由は農地法第4条第2項によります。

(議案に基づき番号2番を説明)

本申請の認可基準としましては、現在、農振では農業用施設用地への変更申請中にあり、許可理由は農地法第4条第2項によります。

ります。

また、1枚めくっていただきました以降に、チェックリスト、施設の配置図等を添付しておりますので、ご参照願います。

	<p>なお、本申請番号1番の案件につきまして、申請面積が3,000㎡を超えるため、北海道農業会議常設審議委員会議への意見聴取が必要な案件となります。</p> <p>また、本申請番号2番の案件につきまして、申請面積が3,000㎡を超えないため、北海道農業会議常設審議委員会議への意見聴取は省略可能となり、本総会でお認めいただければ許可を出せる案件となります。</p> <p>本申請に係る工期が終了し、工事完了届が提出されましたら、地区担当委員と申請どおりに転用されたかを確認し、問題が無ければ台帳地目を変更いたします。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>次に、番号1番から2番について調査班より調査報告を求めます。</p> <p>第2班・班長、竹内稔委員から報告願います。</p>
竹内委員	<p>(番号1番について)</p> <p>格納庫、スタックサイロを建設する案件であり、全体計画の配置から農作業効率を十分に配慮した位置にあって、営農には支障を及ぼさないことを現地調査において確認しました。</p> <p>また、農地転用の一般基準は満たされており、許可相当であると班では判断しました。</p> <p>(番号2番について)</p> <p>収穫物堆積場を建設する案件であり、農作業効率を十分に配慮し、営農には支障を及ぼさないことを現地調査において確認しました。</p> <p>また、農地転用の一般基準は満たされており、許可相当であると班では判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願います。</p>
議長	<p>以上で、報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第60号、農地法第4条の規定による許可について、番号1番の案件については、北海道農業会議に意見照会し、回答を受けたのち農業委員会会長の専決処分するため、許可相当とする事、番号二番の案件について</p>

、許可する事で、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。

日程第6、議案第61号、農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入協議要請についての件を議題といたします。

提案説明を求めます。

水津局長

今回ご審議頂きます買入協議の要請は4件でございます。その要請内容の可否についてご審議賜りたくご提案いたしますのでご審議方よろしくお願い致します。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、番号1番から4番の内容について、事務局より説明を求めます。

梅津主幹

番号1番から4番につきましては、農地保有合理化事業により農地を売買する案件になります。

農用地利用調整会議の結果、買受希望者の資金等の都合により、すぐに所有権を移転することが困難であり、5年間一時貸付をした後に農業経営を安定させてから買受をしたいとのことから調整が整わず、優良農地確保の観点から、北海道農業公社による当該農地の買入れが特に必要であると認められるため、町長に対して北海道農業公社が買入れの協議を行う旨を当該農用地の所有者に通知するよう要請するものであります。

(議案に基づき番号1番から4番を説明)

なお、次ページには、位置図を添付してありますのでご覧ください。

以上で、説明を終わります。

議長

内容の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第61号、農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入協議要請についてご異議なしと認め、大樹町長に対し、農用地買入れ協議の

<p>水津局長</p>	<p>要請をする事に決定致します。</p> <p>日程第7、議案第62号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての件を議題といたします。</p> <p>提案説明を求めます。</p> <p>議案第62号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について提案説明を申し上げます。</p> <p>今回ご審議頂きます「農用地利用集積計画」の申請件数は9件でございます。内容は、所有権移転が3件、合理化事業の公社買い受けが3件、輪作に伴う更新が1件、新規の賃貸借が2件、でございます。</p> <p>その申請内容の可否についてご審議 賜りたくご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、番号1番の内容について、事務局より説明を求めます。</p>
<p>梅津主幹</p>	<p>(議案に基づき番号1番を説明)</p> <p>6枚をおめくり下さい。</p> <p>本案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条調査書のとおり利用権の設定等を受ける者は経営面積、農作業従事日数などを記載しており、同法第18条第3項の各要件を全て満たされていることを報告いたします。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>内容の説明が終わりました。</p> <p>次に、番号1番の内容についてあっせん班よりあっせん報告を求めます。</p> <p>特別班・班長 金丸栄省委員より報告を求めます。</p>
<p>金丸委員</p>	<p>この度、尾田地区交換分合事業が取下げとなったことから、あらためて、尾田地区に売買の公募をおこないました。</p> <p>買受者は、(氏名)であっせん会議において決定しました。価格については、尾田地区交換分合事業で決定した単価とし、(氏名)の畑は、総額(金額)円であっせん価格を決定のうえ、両者に内容を提示し了承を得ております。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>以上で、報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありません</p>

か。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第62号、番号1番について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。

それでは、番号2番から8番の内容について、事務局より説明を求めます。

梅津主

(議案に基づき番号2番から8番を説明)

2枚おめくりください。

以降、申請番号2番から8番につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条調査書のとおり利用権の設定等を受ける者は経営面積、農作業従事日数などを記載しており、同法第18条第3項の各要件を全て満たされていることを報告いたします。

以上で説明を終わります。

議長

内容の説明が終わりました。次に、番号2番から3番の内容についてあつせん班よりあつせん報告を求めます。

特別班・班長 金丸栄省委員より報告を求めます。

金丸委員

1番と同内容の尾田地区交換分合事業が取下げとなった案件であります。2番であります。買受者は、(氏名)であつせん会議において決定しました。価格については、尾田地区交換分合事業で決定した単価とし、(氏名)の畑は、総額(氏名)円であつせん価格を決定のうえ、両者に内容を提示し了承を得ております。

続いて、3番につきましては、買受者は、(氏名)であつせん会議において決定しました。価格については、尾田地区交換分合事業で決定した単価とし、(氏名)の畑は、総額(金額)円であつせん価格を決定のうえ、両者に内容を提示し了承を得ております。

<p>議長</p>	<p>ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>番号4番から6番については、農地保有合理化事業による北海道農業公社の買い受けのため、地域調整報告を省略します。</p> <p>番号7番については、輪作のため地域調整報告を省略します。</p> <p>次に8番の内容について地区担当委員より報告を求めます地区担当委員吉田洋一委員より報告を求めます。</p>
<p>吉田委員</p>	<p>この案件は新規の案件であります。</p> <p>(氏名)は、(法人名)の法人構成員であるため、そのまま(氏名)が畑を持ち続けることはできないとされております。</p> <p>そのため、(法人名)に貸付けることとしています。</p> <p>賃料については、周辺農地の価格を参考に10a当り(金額)円とし、了承しております。ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>以上で、報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第62号、番号2番から8番について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。それでは、番号9番の内容について、事務局より説明を求めます。</p>
<p>梅津主幹</p>	<p>(議案に基づき番号9番を説明)</p> <p>1枚とA4 1枚おめくりください。</p> <p>本件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条調査書のとおり利用権の設定等を受ける者は経営面積、農作業従事日数などを記載しており、同法</p>

	<p>第18条第3項の各要件を全て満たされていることを報告いたします。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>内容の説明が終わりました。次に、番号9番の内容について地区担当委員より報告を求めます。</p> <p>地区担当委員 柚原千秋委員より報告を求めます。</p>
<p>柚原委員</p>	<p>この案件は新規の案件であります。(氏名)は、(法人名)の法人構成員であるため、そのまま(氏名)が畑を持ち続けることはできないとされております。そのため、(法人名)に貸付けることとしています。</p> <p>賃料については、周辺農地の価格を参考に10a当り(金額)円とし、了承しております。</p> <p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>以上で、報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第62号番号9番について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>以上で本日の総会に付議された案件は、全部終了いたしました。</p> <p>次に連絡事項に入ります。事務局より説明いたします。</p>
<p>水津局長</p>	<p>次回の総会につきましては、12月19日木曜日を予定しておりますので、よろしく願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>以上をもって、第29回大樹町農業委員会、総会を閉会いたします。</p>